




この手順書は、JIS T 9201-2006 手動車いす「10.2.14 走行耐久試験」を行う手順書である。

走行耐久試験手順書	備考
<p>(1) 調整機構を持つ車いすについては調整する。車いすのタイヤ空気圧については製造業者の規定値または当該JIS標準値とし、タイヤバルブは工場出荷時に装着されたものを使用して原則、外圧(注入圧力)調整し、試験中の圧力調整は行わない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>製造事業者が内圧で設計している場合は、内圧調整も認めるが、その旨試験記録等に明記すること。なお、タイヤバルブについては工場出荷時に装着されたものを使用する事。</p>
<p>(2) 車いす駆動輪ハブ軸の固定ナットを、走行耐久試験機への車いす取り付け用治具と、左右とも交換する。その後、平坦な路面上においてホイールベースを計測する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>(3) 車いすシートの中央に使用者最大体重に適應させ尻型交換、錘調整したダミーを載せる。この時胴部は車いすのバックサポートに対して平行になるように調整する。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>座面に毛布等は敷かない</p>
<p>(4) 背もたれの寸法を測定する。この測定結果と拘束後の同寸法とを比較し10mm以内であることを確認する。</p>	<p>測定箇所はダミー胴部の拘束用ベルトを巻きつける部位直上で、バックサポートパイプ外寸の計測を推</p>



(5) 試験中に前方へ移動して落下しないように、ダミー胴部は拘束用ベルトを巻きつけ設定する。ダミー胴部での前後方向への動きに対しては自由度を持たせるため、帯状のゴム(又は布)と指定バネを組み合わせた拘束用ベルトを用いる。ダミー胴部の拘束用ベルトはバックサポート高さの1/3の場所にセッティングし、位置が振動によりずれないように対策しても良い。なお、拘束位置に背折れ金具があれば、直上で拘束しても良い。



(6) ダミー大腿部は上下方向への動きに対しては自由度をもたせるため、帯状のゴム(又は布)と指定バネを組み合わせた拘束用ベルトを用いる。拘束用ベルトはバックサポートからダミー大腿部先端までの寸法の、ダミー大腿部先端から1/3の場所にセッティングし、位置が振動によりずれないように対策しても良い。また、ダミー大腿部が前後に移動して落下しないように、シートベルト(荷締めベルト等)をダミー大腿部先端とバックサポート間に巻き付ける。



奨。

拘束用ベルトは帯状のゴム(又は布)と指定バネを組み合わせ、2~5N/mmの弾性体とする。指定バネは次の規格品とする。
種類: 引張りばね
ばね定数: 3.92N/mm
推奨品 ミスミ社製品番: AWT16-150

拘束用ベルトは帯状のゴム(又は布)と指定バネを組み合わせたもので(5)の通りとする。

(7) ダミー脚部は左右フットプレートには、あらかじめフットプレート取付けパイプのセンターとフットプレート外端間の中央に2カ所穴あけを施し、フットプレートへ均等な荷重配分になるように錘を取付ける。



(8) 走行耐久試験機への車いす取り付け用治具を、試験装置側アーム端部にあるボールジョイントに挿入し、抜け防止用ボルトを締め付け、車いすが試験機上に固定されたことを確認する。なお、ボールジョイントを取付けたアームは水平な状態になるように試験機側の高さを調整する。



横ずれ防止用ボールジョイントは金属製を標準とし、上下及び左右方向への動きの自由度を妨げる構造であってはならない。

(9) 走行耐久性試験機のドラム間距離調整を行い、ドラム固定ボルトを締め付け、ドラムの設定を完了させる。



(10) キャスタが試験中に45度以上回転しないように、振れ止め治具を使用しても良い。



(11) 試験品の直進性が劣るものについては、ボールジョイントが装着されたアームのボールジョイント位置を前後調整し対応する。試験品が緊急時等左右方向へ移動しないようにするため、左右それぞれのフロントパイプと試験機側柱とをベルトにより保持させる。



フロントパイプがない構造のものは、フレーム構造に影響を与えないようにベルトを設置する。
注:ベルトは車いすの直進性に補助しないものとする。

(12) 走行耐久性試験を開始する。

(13) 規定回数までの試験は連続運転を原則とし、車輪のぶれ調整などの状態を維持するため又は異常状態を確認する為の一時的な停止は妨げない事とし、停止までの回数も連続運転回数に含め、20万回の走行中は、随時フレーム等の変形、破損等の状況を目視により適宜確認する。なお、試験中には空気圧の調整は行わない事とする。

やむを得ず休止する際にはダミーを吊り上げる等により車いすへのダメージを考慮する。

(14) 20万回終了後、目視、触感などによりJIS T 9201-2006の附属書6への適合性を確認する。